

手数料等の情報提供

1. 手数料に関する事項

サービスの種類	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1 件につき 500 円 / 事務費用負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	① 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における、該当求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 30%とします。手数料の負担は求人者とします。
	② 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における、当該求人者の就職後、雇用期間中（雇用契約期間が 1 年を超える場合は、最大 1 年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 30%とします。手数料の負担者は求人者とします。

※上記の手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

2. 返戻金に関する事項

紹介手数料の徴収後において、求人者の責任の無い求職者の一方的都合によって退職した場合（ただし、本人に責めの無い解雇等は除きます。）、原則として下記の金額を返戻いたします。

入社日より 1 ヶ月以内の場合	80%
入社日より 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内の場合	70%
入社日より 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内の場合	50%
入社日より 6 ヶ月を超え 1 年以内の場合	20%

なお、上記以外のケースの場合には個別の契約とする場合がございます。